

## 大阪市立高校廃止・府への移管、無償譲渡はもっとイカン!

大阪市立高校の府への移管と無償譲渡は、どう考えても理解に苦しむ。移管はイカンが、無償譲渡はもっとイカンと叫びたくなる。2020年11月18日戦略会議の教育委員会事務局資料「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管について」から、経過と問題点をみていきたい。まず、経過を概観しておく。

2014年1月28日の府市統合本部会議で「高等学校については、新たな大都市制度実施時期に合わせて移管を行うこととする」という旧移管計画を決定。19年5月23日の市長施政方針演説で「市立の高等学校は大阪府に移管する」と表明。その後、教育委員会会議で検討が続けられ、同年8月18日に新移管計画案が議決され、全ての大阪市立の高等学校（中高一貫校を含む）について22年4月に大阪府へ移管となった。

新移管計画案における対応方針のうち、財政に関わる事項が重要である。土地、建物、工作物及び備品等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡する。移管後の起債償還費については、大阪府において負担する。移管に係る初期費用については大阪府において負担することとし、引き続き、その負担方法については協議を行う。「新移管計画案における対応方針（資産・負債）の具体的事項」に重要なことが記してある。

譲渡した後に、移管した高校について定員割れ等により再編することが必要となった場合の取り扱い、次のとおりとする。府立高校の用途に利用することを原則とする。特別支援学校の用途に転用することが必要な場合は、転用可能とする。普通財産としての処分（売却等）については、生じた収益を府立学校の教育の充実のために充てていく場合は処分可能とする。ただし、その収益を通常の学校運営に係る経費には充てない。再編を検討している高校（泉尾工業高校、東淀工業高校、生野工業高校）の取扱いは、閉校とすることが決定した高校が使用していた財産は、売却することを基本とし、収益を再編により新設する工業高校、都島工業高校、又は工芸高校の教育の充実に使用することとする。

この資料を読んで、なぜ大阪市立高校を廃止して府に移管するのか、なぜ無償譲渡なのか、次々と疑問が出てくる。維新が主張する偽りの「二重行政」論によるものだが、市教委として大阪市立高校の廃止、府への移管をどう考えたのか。大阪市民の財産である市立高校の土地・建物の処分を議会にかけず、市教委で決定していいのだろうか。

(2021年8月23日)

年月日	会議名等	内容
H26.1.28	府市統合本部会議	旧移管計画を決定
H26.1.29	大阪府期別会議	「府市統合本部会議で決定した移管計画について、大阪府の立場から協議を進め、大阪府に移管するものとする。」
R1.5.23	市長施政方針演説	「市立の高等学校は大阪府に移管する」と表明
R1.8.27	教育委員会会議	「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた基本的な考え方について(案)」(以下「基本的な考え方」という。)を議決
R2.1.21	教育委員会会議	「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた検討状況の中間報告(案)」を報告
R2.8.4	教育委員会会議	「新移管計画案を議決」
R2.8.18	教育委員会会議	「新移管計画案を議決」

種類	学校名	種類	学校名
普通科系	桜宮高等学校	工業系	都島工業高等学校
	東高等学校		泉尾工業高等学校
	大阪市立高等学校		東淀工業高等学校
	淡路高等学校		生野工業高等学校
	西高等学校		工業高等学校
	藤野高等学校	中高一貫	水都府中中学校・高等学校
	藤和高等学校		阪くやこの花中学校・高等学校
	大阪ビジネスフロンティア高等学校		中央高等学校
	淀川高等学校		都島第一工業高等学校
	商業系	住吉商業高等学校	夜間定時制
住吉商業高等学校		第二工業高等学校	